

「(仮称)長野広域連合B焼却施設」整備及び運営事業  
その他の募集要項(第1部)に関する質疑の回答

◆ 要求水準書

| No | 質問事項                         | 要求水準書中の対応部分 |   |   |   |     |    | 質問内容  | 回答   |
|----|------------------------------|-------------|---|---|---|-----|----|---|--|
|    |                              | 頁           | 章 | 節 | 項 | 目   | 細目 |   |  |
| 1  | 要求水準書(案)に対する意見・質問の回答の取扱いについて |             |   |   |   |     |    | 今回公表された要求水準書の内容について、平成29年4月に公表された要求水準書(案)の内容から変更がない部分においては、平成29年5月29日に公表された「要求水準書(案)に対する意見・質問の回答」にて記載された内容が適用できるものという理解で宜しいでしょうか。 | 重複して質疑があった箇所については、本回答の内容が優先されますが、その他についてはご理解のとおりです。  |
| 2  | 竣工日について                      | 1           | 1 | 2 | 1 | 2   |    | 本事業の全施設の引渡しが可能となった場合、本施設の竣工日「平成33年9月」は、全施設を引渡した日が、契約上の竣工日・引渡し日となるものと考えて宜しいでしょうか。  | 工事請負契約締結前であれば、竣工日を変更する協議は可能です。   |
| 3  | 事業期間とスケジュール                  | 1           | 1 | 2 | 2 |     |    | エネルギー活用施設の使用期間は本施設と同様と考えて宜しいでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |
| 4  | 土地利用上の制約条件について               | 2           | 1 | 3 | 2 | (1) |    | 隣接する「しなの鉄道」による、工事等の保安対策上の制限について、具体的な内容の開示或いは協議記録等のご提供をお願いします。   | 財団法人 鉄道総合技術研究所『都市部鉄道構造物の近接施工対策マニュアル』に準じた制限がかかります。詳細は配置等が確定した後、しなの鉄道株式会社と別途協議する必要があります。                                     |
| 5  | 土地利用上の制約条件について               | 2           | 1 | 3 | 2 | (1) |    | 隣接する「しなの鉄道」による、工事等の保安対策上の制限について、財団法人 鉄道総合技術研究所『都市部鉄道構造物の近接施工対策マニュアル』に準じた制限のほかに、具体的な協議記録等がございましたらご提供をお願いします。                       | 提示できる協議記録等はありません。  |
| 6  | 隣接する「しなの鉄道」による制限             | 2           | 1 | 3 | 2 | (1) |    | 「工事等の保安対策上の制限がある。」とありますが、工事期間中、特に大型クレーンに対する制限の有無など保安対策上の制限に関する情報があればご教示願います。  | No.4の回答を参照願います。  |
| 7  | 土地利用上の制約条件について               | 2           | 1 | 3 | 2 | (1) |    | 隣接する「千曲川堤防」による、河川保全地域の制限について、具体的な制限内容の開示或いは協議記録、技術基準等のご提供をお願いします。   | 国土交通省北陸地方整備局 千曲川河川事務所のホームページでご確認ください。詳細は配置等が確定した後、千曲川河川事務所と別途協議する必要があります。  |
| 8  | 土地利用上の制約条件について               | 2           | 1 | 3 | 2 | (1) |    | 隣接する「千曲川堤防」による、河川保全地域の制限について、国土交通省北陸地方整備局 千曲川河川事務所のホームページに記載の内容以外に具体的な制限内容の開示或いは協議記録、技術基準等がございましたらご提供をお願いします。                     | 提示できる協議記録等はありません。  |
| 9  | 土地利用上の制約条件について               | 2           | 1 | 3 | 2 | (1) |    | 事業予定地内の「特別高圧電線」による、離隔距離の制限について、協議記録或いは技術基準等資料のご提供をお願いします。   | 建造物については、『電気設備に関する技術基準を定める省令』に準じた地役権の制限がかかります。詳細は配置等が確定した後、中部電力株式会社と別途協議する必要があります。また、電線の近くでの作業について、中部電力株式会社と別途協議する必要があります。 |
| 10 | 土地利用上の制約条件について               | 2           | 1 | 3 | 2 | (1) |    | 事業予定地内の「特別高圧電線」による、離隔距離の制限について、『電気設備に関する技術基準を定める省令』に準じた地役権の制限以外に、具体的な協議記録或いは技術基準等資料がございましたらご提供をお願いします。                            | 提示できる協議記録等はありません。  |
| 11 | 「特別高圧電線」による制限                | 2           | 1 | 3 | 2 | (1) |    | 高圧電線の最低地上高さ(夏季)をご教示願います。  | しなの鉄道法尻の鉛直上17.4mが最低地上高さとなります。  |
| 12 | 北陸新幹線                        | 2           | 1 | 3 | 2 | (1) |    | 事業予定地西側に北陸新幹線がありますが、地理条件に工事等の保安対策上の記載がないことから、制限はないものと考えて宜しいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 13 | 緑化率について                      | 2           | 1 | 3 | 3 | (8) |    | 緑化率について、建築面積を除くとされていますが、建築面積の対象はどう理解すれば宜しいでしょうか。また、別添資料1において事業予定地内に市道が含まれておりますが、市道として残す場合は、事業予定地の面積に含まないという理解で宜しいでしょうか。           | 構造物の面積を建築面積とします。構内道路等は建築面積に含まれません。後段については、ご理解のとおりです。   |

「(仮称)長野広域連合B焼却施設」整備及び運営事業  
その他の募集要項(第1部)に関する質疑の回答

◆ 要求水準書

| No | 質問事項                  | 要求水準書中の対応部分 |   |   |   |                          |    | 質問内容   | 回答   |
|----|-----------------------|-------------|---|---|---|--------------------------|----|--|--|
|    |                       | 頁           | 章 | 節 | 項 | 目                        | 細目 |  |  |
| 14 | 緑化率について               | 2           | 1 | 3 | 3 | (8)                      |    | 緑化率について、屋上緑化や壁面緑化も緑化面積として計上しても宜しいでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |
| 15 | ユーティリティ条件について         | 3           | 1 | 3 | 4 | ①                        |    | エネルギー活用施設のユーティリティの上水及び下水で「工場棟等とは別系統で引き込み、支払も別途実施」とありますので、エネルギー活用施設のユーティリティの上水及び下水の申請等に伴う費用(負担金を含む)は、民間事業者の業務範囲外と考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。 | 電気引き込み工事以外のユーティリティの整備・確保に係る費用は、エネルギー活用施設を含めて民間事業者の負担となります。   |
| 16 | 高圧引込                  | 3           | 1 | 3 | 4 | (1)                      |    | 電気について「事業予定地周辺の高圧線から引き込むこと」ありますが、高圧受電の上限は、発電端にて発電出力2,000kW未満という理解で宜しいでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |
| 17 | 上水道について               | 3           | 1 | 3 | 4 | (3)                      |    | 「事業予定地周辺道路敷設の配水管から引込むこと。」とありますが、添付資料には整備予定とあります。上水道の敷設及び供用開始予定日をご教示願います。   | 平成30年9月末を目途に整備する予定としております。   |
| 18 | 井水について                | 3           | 1 | 3 | 4 | (4)                      |    | 井水の取水可能量は環境影響評価書における揚水量155.1m <sup>3</sup> /日と解釈してよろしいでしょうか。   | 環境影響評価では使用量の最大値として155.1m <sup>3</sup> /日を想定しておりますが、井水取水量に制限はありません。   |
| 19 | 井水について                | 3           | 1 | 3 | 4 | (4)                      |    | 井水の取水可能量をご教示願います。  | No. 18の回答を参照願います。  |
| 20 | 井水について                | 3           | 1 | 3 | 4 | (4)                      |    | 井戸の計画にあたり、揚水試験データをご教示願います。   | 揚水試験データはありません。   |
| 21 | 下水道について               | 3           | 1 | 3 | 4 | (5)                      |    | 「事業予定地周辺道路敷設の下水道へ放流すること。」とありますが、添付資料には整備予定とあります。下水道の敷設及び供用開始予定日をご教示願います。   | 平成30年9月末を目途に整備する予定としております。   |
| 22 | ユーティリティー条件            | 3           | 1 | 3 | 4 | (3)<br>(5)<br>(6)<br>(7) |    | 上水道、下水道、雨水放流先について、添付資料3の赤線にて敷設予定とありますが、本工事の着工時(平成30年上期を想定)までに整備完了されているものと理解して宜しいでしょうか。   | 平成30年9月末を目途に整備する予定としております。   |
| 23 | 処理対象物                 | 4           | 1 | 4 | 1 | (1)                      |    | 可燃ごみの直接搬入は大きさ制限を含めて葛尾組合同様と考えて宜しいでしょうか。   | 可燃ごみの直接搬入の条件は、長野市清掃センターの直接搬入における受入れ基準と同様とします。長野市清掃センターのホームページを参照ください。  |
| 24 | 特別管理一般廃棄物(医療系廃棄物)について | 4           | 1 | 4 | 1 | (1)                      |    | 医療系廃棄物取扱い基準で受入可としたものとありますが、医療系廃棄物取扱い基準のご提供をお願いします。また、持込みされる際の寸法、搬入頻度をご教示願います。  | 現状の既存施設での取扱いは次のとおりです。<br>受入れ対象は、実験培地、実験動物の死体、血液や汚物が付着した紙くず及び繊維くずです。<br>透明又は半透明の丈夫なプラ袋で二重梱包されて搬入されます。<br>その際の寸法については、提示できるものではありません。<br>梱包袋には排出責任者とバイオハザードマークの表示が義務付けられています。<br>搬入頻度は、毎週火曜日、金曜日にそれぞれ2台程度です。 |
| 25 | 特別管理一般廃棄物(医療系廃棄物)     | 4           | 1 | 4 | 1 | (1)                      |    | 「医療系廃棄物取扱い基準で受入可としたものに限る。」とありますが、医療系廃棄物取扱い基準をご教示願います。  | No. 24の回答を参照願います。  |
| 26 | 特別管理一般廃棄物(医療系廃棄物)     | 4           | 1 | 4 | 1 | (1)                      |    | 医療系廃棄物につきまして、年間搬入量と1日あたりの平均搬入量等をご教示願います。   | 年間搬入量は数百kg程度となる見込みです。<br>平均搬入量については提示できるものではありません。<br>その他についてはNo. 24の回答を参照願います。  |
| 27 | 特別管理一般廃棄物(医療系廃棄物)     | 4           | 1 | 4 | 1 | (1)                      |    | 医療系廃棄物の搬入につきましてはコンテナ等で衛生的に問題ない状態で搬入されるものと考えて宜しいでしょうか。また、コンテナ等の場合には、大きさをご教示願います。  | No. 24の回答を参照願います。  |

「(仮称)長野広域連合B焼却施設」整備及び運営事業  
その他の募集要項(第1部)に関する質疑の回答

◆ 要求水準書

| No | 質問事項                | 要求水準書中の対応部分 |        |        |        |     |       | 質問内容  | 回答   |
|----|---------------------|-------------|--------|--------|--------|-----|-------|---|--|
|    |                     | 頁           | 章      | 節      | 項      | 目   | 細目    |   |  |
| 28 | 小動物の死がい             | 4           | 1      | 4      | 1      | (1) |       | 当該処理対象物の種別ごとの数量及び計画処理量をご提示願います。   | 種別ごとの集計は行っていませんが、平均で1日に1体程度が搬入される想定です。   |
| 29 | 処理対象物<br>(小動物の死がい)  | 4           | 1      | 4      | 1      | (1) |       | 「処理対象物」として犬・猫等の小動物の死骸が含まれていますが、図表1-2年間処理量(推計値)に含まれていると考えて宜しいでしょうか。含まれていない場合は処理量または個体数をご教示ください。                              | 小動物の死がいについては、図表1-2には含まれておりません。処理量については、No. 28の回答を参照願います。最大の大きさは宅配サイズ140程度(W700mm×D400mm×H250mm程度)を想定しています。               |
| 30 | 処理対象物 可燃物残渣<br>について | 4           | 1      | 4      | 1      | (1) |       | 可燃物残渣の切断の必要性や寸法をご教示願います。  | 処理方式にもよりますが、基本的には切断の必要はありません。可燃残さは、主として収集用のポリ袋、プラスチックの破片、木片等です。寸法について明確な提示はできかねますが、参考として既存施設の写真データを資格審査通過者に別途提供することとします。 |
| 31 | 処理対象物<br>可燃残さについて   | 4           | 1      | 4      | 1      | (1) |       | 可燃物残渣の寸法をご教示願います。   | No. 30の回答を参照願います。  |
| 32 | 可燃残さについて            | 4           | 1      | 4      | 1      | (1) |       | 「葛尾組合プラスチックストックヤード及び不燃ごみ処理施設から排出される選別残さ」について、残さの性状(金属類・陶磁器類の割合等)をご教示願います。   | No. 30の回答を参照願います。  |
| 33 | 計画ごみ質               | 5           | 1      | 4      | 1      | (4) |       | 図表1-3の計画ごみ質とは、図表1-1に示された本施設での処理対象物(「可燃ごみ」「可燃性粗大ごみ」「特別管理一般廃棄物」「小動物の死がい」「可燃残さ」)の混合物のごみ質を示すものと理解して宜しいでしょうか。                    | 図表1-3の計画ごみ質には、特別管理一般廃棄物と小動物の死がいは含まれておりません。   |
| 34 | 計画ごみ質               | 5           | 1      | 4      | 1      | (4) |       | 図表1-3の計画ごみ質の可燃分中の元素組成について、低質、基準、高質ごみはすべて同一の元素組成と考えて宜しいでしょうか。  | 図表1-3の元素組成は、基準ごみ、乾ベースの場合の元素組成を示します。  |
| 35 | 電力としての回収率について       | 6           | 1      | 4      | 2      | (2) |       | 電力としての回収率を12%以上とするとありますが、回収率12%以上は、高効率ごみ発電施設整備マニュアルにおける計算方法に基づき、タービン発電機定格出力設定時かつ外部への熱供給を行っている条件で計算すると考えてよろしいでしょうか。          | ご理解のとおりです。   |
| 36 | 搬入車両について            | 7           | 1      | 4      | 2      | (5) | 図表1-5 | 搬入車両にダンプトラック(最大10t/深底)とアームロール車(最大10t)とありますが、搬入物についてご教示願います。   | 具体的な搬入物の想定はありませんが、指定する大きさの車両による搬入が可能な設備としてください。  |
| 37 | 搬出車両の手配             | 7           | 1      | 4      | 2      | (5) | 図表1-6 | スラグ、2段目バグフィルタ灰、熔融不適物、不燃物について連合引取りを選択した場合、処分費、運搬費等は発生せず無償で引き取って頂けると考えて宜しいでしょうか。  | ご理解のとおりです。ただし、連合が引き取る副生成物は要求水準書に示す基準に合致したものを基本とします。  |
| 38 | 解体撤去工事について          | 13          | 1      | 4      | 5      | (3) | イ     | 解体撤去工事として市道の舗装撤去とありますが、舗装の撤去対象は事業予定地内の市道との解釈でよろしいでしょうか。   | 事業予定地内の市道の撤去に加えて、拡幅する市道(3087号線)についても、既存舗装を撤去したうえで、新たに舗装する必要があります。詳細は千曲市との協議によります。  |
| 39 | 解体撤去工事              | 13          | 1      | 4      | 5      | (3) | イ     | 「解体撤去工事(樹木の抜根及び廃止する市道の舗装撤去)」とありますが、現状敷地内にある倉庫などの工作物全てを事業者にて撤去するものと考えて宜しいでしょうか。また、施設や工事に干渉しない樹木は残置し、構内の緑地の一部として活用して宜しいでしょうか。 | 事業予定地内の工作物及び樹木は、工事開始前までに全て撤去しますので、事業者は撤去する必要はありません。ただし、樹木は伐採によるため、根は残存しますので、抜根は事業者にて行ってください。                             |
| 40 | 撤去工事について            | 13<br>42    | 1<br>3 | 4<br>5 | 5<br>1 | (3) | イ     | 解体撤去工事とありますが、具体的に撤去する必要があるものをご教示願います。また造成にて盛土にて埋まってしまう場合、施工上障害とならないものは残置できるものと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。                         | 要求水準書に記載のとおりです。また、盛土にて埋まってしまう場合も撤去の対象とします。   |

「(仮称)長野広域連合B焼却施設」整備及び運営事業  
その他の募集要項(第1部)に関する質疑の回答

◆ 要求水準書

| No | 質問事項                        | 要求水準書中の対応部分 |   |   |   |     |    | 質問内容   | 回答  |
|----|-----------------------------|-------------|---|---|---|-----|----|--|---|
|    |                             | 頁           | 章 | 節 | 項 | 目   | 細目 |  |   |
| 41 | 民間事業者の業務範囲                  | 14          | 1 | 5 | 1 |     |    | エネルギー活用施設の運営・維持管理は千曲市様が実施することになっていますが、建屋・設備機器を含めて千曲市様が行うと理解して宜しいでしょうか。             | ご理解のとおりです。  |
| 42 | 費用負担について                    | 14          | 1 | 5 | 1 | (1) | イ  | 試運転期間中の計量業務は工事請負者負担となっておりますが、料金徴収は不要(一般持込はない)との解釈でよろしいでしょうか。                       | 試運転期間中、一般持込も予定しています。料金徴収については、発注者側で対応しますので、必要な支援(システム利用等)を行ってください。  |
| 43 | 費用負担                        | 14          | 1 | 5 | 1 | (1) | イ  | 本施設からエネルギー活用施設への電気引込工事は、本施設の試運転中に貴連合負担にて行うと考えて宜しいでしょうか。                            | 本施設への電気引込工事は連合が負担しますが、本施設からエネルギー活用施設への送電に関わる電気工事は工事請負事業者の負担となります。   |
| 44 | 運転管理業務(エネルギー活用施設)           | 16          | 1 | 5 | 1 | (2) | オ  | 「エネルギー活用施設の運転管理業務は、(中略)原則除外する」とありますが、例外的に発生する業務がある場合はご教示願います。                      | 熱供給に関して運営事業者の帰責によるトラブルがあった場合の対応等は業務範囲となります。   |
| 45 | 維持管理業務(エネルギー活用施設)           | 16          | 1 | 5 | 1 | (2) | カ  | 「エネルギー活用施設の維持管理業務は、(中略)原則除外する」とありますが、例外的に発生する業務がある場合はご教示願います。                      | 運営事業者の瑕疵による修繕・補修等は業務範囲となります。  |
| 46 | 熱供給条件について                   | 17          | 1 | 5 | 1 | (2) | キ  | 「図表1-19 エネルギー活用施設の熱供給条件」の条件はエネルギー活用施設の営業時間11時から20時の9時間の必要熱量との解釈でよろしいでしょうか。         | 11時から20時の営業時間に加えて、営業前の準備時間及び営業終了後の片付け時間に使用する熱量も含めてください。   |
| 47 | エネルギーの有効利用                  | 17          | 1 | 5 | 1 | (1) | キ  | 発電量は日々のごみ量、ごみ質で増減するため、福祉施設への提案託送量および提案売電量は1年間を通しての達成と考えて宜しいでしょうか。                  | 保証値として提案を求めるのは年間発電量、所内電力利用量を控除後の年間余剰電力量(エネルギー活用施設への供給量と連合に帰属する電力量の合計)となります。ごみ量、ごみ質に起因する日々の発電量の増減については、募集要項第2部を参照願います。その他の電力量の取扱いについては提案によります。 |
| 48 | 連合が所管する福祉施設でのエネルギー利用(電力の供給) | 17          | 1 | 5 | 1 | (1) | キ  | 福祉施設への電力供給に係る託送費用は、貴連合負担と考えて宜しいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 49 | 連合が所管する福祉施設でのエネルギー利用(電力の供給) | 17          | 1 | 5 | 1 | (2) | キ  | 福祉施設への電力供給時期は、本施設の竣工後と考えて宜しいでしょうか。また、福祉施設への電力引込工事は、貴連合所掌工事とし本事業に含まれないと考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。福祉施設への新規の電力引込工事は行いません。  |
| 50 | 副生成物の引き取り条件について             | 18          | 1 | 5 | 1 | (2) | ク  | 「連合が引き取る副生成物の量は、全ての副生成物の合計発生量の50%を上限とする。」とありますが、これは年間毎の精算になると考えて宜しいでしょうか。          | ご理解のとおりです。  |
| 51 | 副生成物の有効利用及び外部資源化について        | 18          | 1 | 5 | 1 | (2) | ク  | 運営事業者が提案する副生成物の有効利用及び外部資源化には制約がないものと理解して宜しいでしょうか。                                  | 要求水準書に記載した方法を優先してください。  |
| 52 | 地元との環境保全協定への対応              | 19          | 1 | 5 | 1 | (3) | ア  | 「連合が地元と締結する環境保全協定」とありますが、既に結んでいる、或いはこれから結ぶ協定等がありましたらご教示願います。                       | 環境保全協定は、現時点において未締結です。工事着手前に工事協定、運営開始前に環境保全協定を締結する予定です。  |
| 53 | 地元との環境保全協定への対応              | 19          | 1 | 5 | 1 | (3) | ア  | 環境保全協定の締結に伴い、入札後に環境測定が追加された場合、追加測定は貴連合が実施するという理解で宜しいでしょうか。                         | 環境保全協定の締結に伴い環境測定が追加された場合、追加項目の測定は運営事業者が実施してください。  |
| 54 | 地元との環境保全協定への対応              | 19          | 1 | 5 | 1 | (3) | ア  | 環境保全協定の協力範囲については協議とさせていただきますようお願い致します。   | 環境保全協定に関して地元と協議する際、資料作成の協力や会合への参加等を想定しています。   |
| 55 | 地元協議会等の主催者                  | 19          | 1 | 5 | 1 | (3) | ウ  | 地元協議会等の主催者は、貴連合と考えて宜しいでしょうか。また、運営事業者は会議等の補助的立場として参加するとの理解で宜しいでしょうか。                | 地元協議会等の実施体制は未定です。   |
| 56 | 地元協議会の回数                    | 19          | 1 | 5 | 1 | (3) | ウ  | 地元協議会について想定される開催頻度、参加人数をご教示願います。   | 地元協議会の詳細は未定です。  |

「(仮称)長野広域連合B焼却施設」整備及び運営事業  
その他の募集要項(第1部)に関する質疑の回答

◆ 要求水準書

| No | 質問事項                  | 要求水準書中の対応部分 |   |   |    |     |    | 質問内容   | 回答  |
|----|-----------------------|-------------|---|---|----|-----|----|--|---|
|    |                       | 頁           | 章 | 節 | 項  | 目   | 細目 |  |   |
| 57 | 事業期間終了後の取扱            | 19          | 1 | 5 | 1  | (3) | エ  | 第三者への引継ぎでの図面、運転管理及・維持管理及び補修内容には運営事業者の特許やノウハウ等が含まれている場合が有りますので、事前協議をお願い致します。                                  | 事前に運営事業者と協議を行うものとします。   |
| 58 | 事業期間終了時の取扱いについて       | 19          | 1 | 5 | 1  | (3) | エ  | 第三者機関が行う試験調査の実施に当たり、運営事業者が要領書を作成するとありますが、本要領書は事業期間終了前に運営事業者が行う機能確認、性能確認、余寿命診断と同じ内容と理解して宜しいでしょうか。             | ご理解のとおりです。  |
| 59 | 事業期間終了時の取扱いについて       | 19          | 1 | 5 | 1  | (3) | エ  | 第三者機関が行う試験調査は事業費に含まれないと理解して宜しいでしょうか。   | 第三者機関が行う試験調査は、運営事業者の負担とします。   |
| 60 | 住民対応                  | 20          | 1 | 5 | 1  | (3) | オ  | 「管理棟への来訪者に対する一次対応を、人員を配置した上で、対面で行うこと。」とありますが、施設への搬入物に関する問い合わせ等、一般の方からのごみ行政に係る電話での問い合わせは、貴連合で行うとの理解で宜しいでしょうか。 | 住民からの問い合わせについては、来訪、電話のいずれに対しても運営事業者が一次対応を実施してください。                        |
| 61 | 設計管理について              | 23          | 2 | 2 | 1  |     |    | 担当者として構造設計一級建築士や設備設計一級建築士を配置するとありますが、この構造設計及び設備設計の担当者は実施設計を対応するものとし、施工業務時には設計監理者が重点管理するものと考えて宜しいでしょうか。       | 設計については管理技術者が総括し、施工については監理技術者及び現場代理人が総括してください。                            |
| 62 | 設計管理について              | 23          | 2 | 2 | 1  |     |    | 「構造設計及び設備設計に際しては、担当者として構造設計一級建築士や設備設計一級建築士を配置すること」とありますが、配置する人員は協力会社による人員でも可能と考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。           | ご理解のとおりです。  |
| 63 | 設計の手順について             | 23          | 2 | 2 | 2  |     |    | 「連合は、既に確認した書類についても、変更を申し出ることができる」とありますが、確認後に変更があった場合、工程・費用などは別途協議できるものと考えて宜しいでしょうか。                          | ご理解のとおりです。  |
| 64 | 連合が行う地域説明会に使用する資料について | 24          | 2 | 2 | 4  |     |    | 地域説明会に使用する資料の部数をご教示願います。   | 最大で1000部程度を想定しています。   |
| 65 | 予備品について               | 25          | 2 | 3 | 7  |     |    | 必要な数量の予備品とありますが、事業者が必要と想定した数量と解釈して宜しいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 66 | 完成図書について              | 26          | 2 | 3 | 8  |     |    | 「完成図書については、データベースとして検索・管理が容易な・・・」とありますが、ご指定のソフト等はないものと考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。                                   | ご理解のとおりです。  |
| 67 | 現場への進入路について           | 27          | 2 | 4 | 1  |     |    | 現場への進入路について、添付資料1.に記載の車両走行ルートから進入し、計画敷地南西側に接する市道3087号線の利用は可能と考えて宜しいでしょうか。また、堤防道路からの進入も可と考えて宜しいでしょうか。         | 前段はご理解のとおりです。<br>堤防道路からの進入については、河川事務所及び千曲市との協議が必要となります。ただし、大型車両の通行はできません。 |
| 68 | 仮設事務所について             | 27          | 2 | 4 | 1  |     |    | 「工事請負事業者の仮設事務所とは別に、貴連合の監督者用及び工事監理者用の仮設事務所を設置すること」とありますが、仮設事務所は工事請負業者の仮設事務所建屋内に、独立した部屋を設置するものでも可と考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。  |
| 69 | 仮設事務所について             | 27          | 2 | 4 | 1  |     |    | 貴連合・工事監理者様各5名程度の事務所を設置する上で、連合様と監理者様の事務所は別室でしょうか同室でしょうか。  | 別室とします。<br>なお、空調設備、給排水設備及び備品類等もそれぞれ設置することとします。                            |
| 70 | 交通指導員について             | 29          | 2 | 4 | 11 |     |    | 「工事現場周辺での工事車両による事故及び交通渋滞の防止のため、工事期間中を通して主要搬入道路に、交通指導員を配置すること。」とありますが、現場出入口前の道路に交通指導員を配置するものと考えて宜しいでしょうか。     | 工事現場周辺での工事車両による事故及び交通渋滞の防止のために必要な場所に配置してください。                             |

「(仮称)長野広域連合B焼却施設」整備及び運営事業  
その他の募集要項(第1部)に関する質疑の回答

◆ 要求水準書

| No | 質問事項        | 要求水準書中の対応部分 |   |   |    |     |    | 質問内容   | 回答   |
|----|-------------|-------------|---|---|----|-----|----|--|--|
|    |             | 頁           | 章 | 節 | 項  | 目   | 細目 |  |  |
| 71 | 地元雇用について    | 30          | 2 | 4 | 18 |     |    | 「施工に際して可能な限り、地元企業へ工事及び資材調達、業務委託の発注を行うほか、地元雇用を積極的に行うこと」とありますが、ここで言われている地元とは具体的にどのエリアを指されているのでしょうか。ご教示願います。  | 地元の範囲は、連合を構成する9市町村とします。<br>また、9市町村内に本社を置く企業を地元企業とします。                            |
| 72 | 防災調整池について   | 32          | 3 | 1 | 1  | (1) |    | 防災調整池(容量は提案による)について、技術的基準は「流域開発に伴う防災調節池等技術基準」のほかに開発基準或いは県等との協議記録があればご提供をお願いします。  | 提示できる協議記録等はありません。  |
| 73 | 配置に関する条件    | 32          | 3 | 1 | 1  | (1) |    | エネルギー活用施設については、工場棟又は管理棟との合築も可能と考えて宜しいでしょうか。  | ご理解のとおりです。<br>ただし、合築の場合は、資産を受け渡すための区分や管理区分、共有部分となる外壁等の維持管理をどちらが行うのか明確にする必要があります。 |
| 74 | 配置に関する条件    | 32          | 3 | 1 | 1  | (2) |    | 「ごみ収集車の待機スペースや作業スペースを十分確保」とありますが、「作業スペース」とは、プラットホーム内に設ける展開検査用の設備廻りの安全な作業スペースとの理解で宜しいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 75 | 緑地について      | 32          | 3 | 1 | 1  | (2) |    | 「周辺環境と調和するようできる限り多くの緑地を配置する。」とあり、2頁では「事業予定地面積から建築面積を除いた面積の20%以上」とあります。緑化について、高・中・低木の本数に基準がございましたら、ご教示願います。   | 千曲市生活環境保全条例施行規則第14条を参照願います。  |
| 76 | 浸水深さ        | 33          | 3 | 1 | 4  |     |    | 「浸水の深さは、2.0m以上5.0m未満」とのことですが、浸水対策の検討のため、現状地盤レベル(T.P基準)と最大浸水レベル(T.P基準)をご提示願います。   | 現状地盤レベルは標高356.0mとします。<br>最大浸水レベルは標高361.0mとします。                                   |
| 77 | 浸水レベルについて   | 33          | 3 | 1 | 4  |     |    | 「浸水の深さは、2.0m以上5.0m未満の範囲である」とあり、浸水の深さにばらつきがあります。標高の高いところから2m、標高の低いところから5mと考えるなら、具体的なレベルとしては標高が一番低いボーリングNo.2の孔口354.27を基準に5m位置が浸水レベルの最高レベルと考えて宜しいでしょうか。 | No.76の回答を参照下さい。  |
| 78 | 指定避難所について   | 33          | 3 | 1 | 4  |     |    | 千曲市の指定避難所として計画することとありますが、指定緊急避難場所として扱われますか。  | 避難所の指定は千曲市が実施します。<br>要求水準書に定めた水準を確保してください。                                       |
| 79 | 防災等に関する条件   | 33          | 3 | 1 | 4  |     |    | 「千曲市の指定避難場所(100人収容可)」の収容場所は、工場棟、管理棟、エネルギー活用施設のいずれかに設けるものと理解して宜しいでしょうか。   | エネルギー活用施設を除くいずれかの施設に設けるものとします。   |
| 80 | 駐車料金        | 33          | 3 | 1 | 5  |     |    | 「注：運営事業者の従業員が使用する駐車場に関しては、行政財産の目的外使用となり駐車料金を支払う」とありますが、工事期間中の車両は対象外と考えて宜しいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 81 | 駐車場使用料金について | 33          | 3 | 1 | 5  |     |    | 「駐車場使用料金を連合に納付することが必要である」とありますが、どの程度の料金を想定されていますか。ご教示願います。   | 駐車場使用料金については、未定です。   |
| 82 | 土木造成工事について  | 34          | 3 | 2 |    |     |    | 開発関係の事前協議を実施されているのであれば、協議記録等のご提供をお願いします。   | 提示できる協議記録等はありません。  |
| 83 | 土木造成工事について  | 34          | 3 | 2 |    |     |    | 事業予定地における、長野県等の土地開発基準や県条例について技術的基準のご提供をお願いします。また、事前協議を実施されているのであれば、協議記録等のご提供をお願いします。   | 添付資料8を参考としてください。<br>協議記録等はありません。   |
| 84 | 鉄塔付近の造成について | 34          | 3 | 2 | 1  |     |    | 鉄塔付近の造成は、30cm程度の盛土であれば中部電力との協議のうえ、必要な鉄塔保護工事を行えば可能とありますが、その保護工事の具体的な内容の開示或いは協議記録等のご提供をお願いします。   | 鉄塔の腐食防止のためコンクリート根巻きがされていますが、その延長が必要となる場合があります。<br>協議記録等はありません。                   |

「(仮称)長野広域連合B焼却施設」整備及び運営事業  
その他の募集要項(第1部)に関する質疑の回答

◆ 要求水準書

| No | 質問事項            | 要求水準書中の対応部分 |   |   |   |     |    | 質問内容  | 回答   |
|----|-----------------|-------------|---|---|---|-----|----|---|--|
|    |                 | 頁           | 章 | 節 | 項 | 目   | 細目 |   |  |
| 85 | 造成レベル           | 34          | 3 | 2 | 1 |     |    | 施設建設に必要な造成レベルは、土量バランスや施設全体配置計画を考慮したうえで、事業者にて設計して宜しいでしょうか。   | 造成レベルは民間事業者が適切に設定するものとします。   |
| 86 | 造成レベルについて       | 34          | 3 | 2 | 1 |     |    | 「施設建設に必要な造成を行うこと」とありますが、連合様で想定されている造成レベルがございましたらご教示願います。  | No. 85の回答を参照願います。  |
| 87 | 造成工事            | 34          | 3 | 2 | 1 |     |    | 造成工事において開発許可申請若しくは、開発事前協議の手続きが必要と考えて宜しいでしょうか。   | 千曲市宅地開発指導要綱に基づく事前協議等が必要となります。  |
| 88 | 造成前の現況について      | 34          | 3 | 2 | 1 |     |    | 造成着手時の現況は、添付資料1に記載の状況から何らかの改変がなされていないものと考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。  | ご理解のとおりです。   |
| 89 | 雨水放流            | 34          | 3 | 2 | 2 |     |    | 「再利用及び浸透ができない雨水は、雨水調整池で流量調整を行い、排水路へ放流」とありますが、添付資料3に示される側溝迄の放流水路工事は、その工事に伴う道路復旧工事も含め本工事にて行うものと考えて宜しいでしょうか。             | ご理解のとおりです。ただし、千曲市が整備する予定の市道には側溝が整備される予定です。   |
| 90 | 雨水放流            | 34          | 3 | 2 | 2 |     |    | 「雨水調整池については、実施設計時の河川協議により放流先を含め、詳細を決定するものとする。」とありますが、既存水路の排水流量能力及び水路レベル等により、既存水路改修が必要となった場合は、別途協議いただけるものと考えて宜しいでしょうか。 | 既存水路の排水流量能力の範囲内で計画してください。  |
| 91 | 市道3087号線の拡幅について | 35          | 3 | 2 | 3 | (1) |    | 拡幅後の道幅をご教示願います。   | 幅員については、資格審査通過者に別途通知します。   |
| 92 | 市道拡幅            | 35          | 3 | 2 | 3 | (1) |    | 市道を拡幅する場合の拡幅後の幅員は7mとし、事業予定地側に拡幅するものと考えて宜しいでしょうか。  | No. 91の回答を参照願います。<br>また、拡幅は事業予定地側に道路を広げるものとします。  |
| 93 | 市道3087号線の拡幅について | 35          | 3 | 2 | 3 | (1) |    | 拡幅後の道幅は、千曲市宅地開発指導要綱に基づく幅員であれば良いとの解釈でよろしいでしょうか。<br>また、添付資料1の2ページに記載の千曲市殿により整備される範囲の拡幅も必要との解釈でよろしいでしょうか。                | 前段についてはNo. 91の回答を参照願います。<br>後段についてはご理解のとおりです。  |
| 94 | 道路工事の範囲         | 35          | 3 | 2 | 3 | (1) |    | 市道3087号線は拡幅を行うことになっていますが、工事範囲(起点と終点)と幅員及び仕様をご教示ください。また、拡幅は事業用地側に道路を広げるとの理解で宜しいでしょうか。                                  | 工事範囲(起点と終点)については、本施設の入り口までが対象となります。入口が複数ある場合、それらを全て含む範囲が対象となります。<br>幅員については、No. 91の回答を参照願います。<br>仕様については、添付資料1に示した千曲市が整備する市道の設計にあたり、千曲市がCBR試験を行い仕様を決定するため、本事業の拡幅道路の仕様もその仕様に合わせることとなります。<br>拡幅は事業予定地側に道路を広げるものとします。 |
| 95 | 道路工事            | 35          | 3 | 2 | 3 | (1) |    | 拡幅道路の舗装断面等の仕様等について、千曲市基準をご教示願います。   | No. 95の回答を参照願います。  |
| 96 | 道路工事            | 35          | 3 | 2 | 3 | (1) |    | 拡幅道路の舗装工事は既存部分についても、路盤工から表層工までの打替え工事を行うものと考えて宜しいでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |
| 97 | 道路工事            | 35          | 3 | 2 | 3 | (1) |    | 拡幅した道路部分は千曲市に帰属することとなり、本事業敷地面積からは除外されるものと考えて宜しいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 98 | 道路工事            | 35          | 3 | 2 | 3 | (1) |    | 拡幅道路部分の雨水排水工について、本工事にて新設するものとし、その接続は千曲市が整備する側溝または既存側溝に接続させるものと考えて宜しいでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |
| 99 | 市道拡幅            | 35          | 3 | 2 | 3 | (1) |    | 市道の拡幅工事に伴い発生する電信柱の移設については貴連合にて行うものと考えて宜しいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |

「(仮称)長野広域連合B焼却施設」整備及び運営事業  
その他の募集要項(第1部)に関する質疑の回答

◆ 要求水準書

| No  | 質問事項         | 要求水準書中の対応部分 |   |   |   |     |    | 質問内容  | 回答  |
|-----|--------------|-------------|---|---|---|-----|----|---|---|
|     |              | 頁           | 章 | 節 | 項 | 目   | 細目 |   |   |
| 100 | 工事用車両の搬入ルート  | 35          | 3 | 2 | 3 | (1) |    | 工事用車両の搬入について、指定のルート・条件等があればご教示願います。   | 添付資料1に示す「走行ルート」から搬入して下さい。   |
| 101 | 道路拡幅・付替えについて | 35          | 3 | 2 | 3 | (1) |    | 「市道の拡幅・付替え・廃止の時期は、事業の契約後、諸許認可がそろい次第施工が可能と考えて宜しいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 102 | 構内入口         | 35          | 3 | 2 | 3 | (2) |    | 「搬出入車両の構内への入口は事業予定地北西側とし」とありますが、入口は市道3079号線と事業予定地西側境界の市道3087号線の交差点に限定されるものではなく、敷地内のレイアウトを考慮し、拡幅済みの市道3087号線沿いの最適な位置に任意に設定可能と考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。  |
| 103 | 千曲市整備の道路について | 35          | 3 | 2 | 3 | (2) |    | 「搬出入車両の構内への入口は事業予定地北西側とし、事業予定地境界までの道路は千曲市が整備する。」とありますが、具体的な工事時期をご教示願います。  | 平成30年9月末を目途に整備する予定としております。  |
| 104 | 事業予定地境界までの道路 | 35          | 3 | 2 | 3 | (2) |    | 「事業予定地境界までの道路は千曲市が整備する」とあります。本工事の着工時(平成30年上期を想定)までに整備が完了されているものと理解して宜しいでしょうか。   | 平成30年9月末を目途に整備する予定としております。  |
| 105 | 道路勾配         | 35          | 3 | 2 | 3 | (2) |    | 「最大勾配を9%未満とし、平均勾配を8%以下とする。」とのご指示ですが、敷地の有効利用を目的としてランプウェイの勾配を10%程度まで認めて頂けないでしょうか。   | ランプウェイ等の勾配は、要求水準書に記載のとおりとします。   |
| 106 | 受付棟          | 35          | 3 | 2 | 3 | (3) |    | 「受付棟を設置する場合は、持込車両の集中時でも渋滞を起こさないように駐車スペースを確保すること」とのご指示ですが、想定される持込車両の集中時の台数または必要な駐車スペースの台数をご教示願います。                                       | 最大で30台/h程度の搬入を想定しています。必要な駐車スペースの台数については提案によります。   |
| 107 | 共通事項について     | 36          | 3 | 3 | 1 |     |    | 耐震安全性において、建築設備が甲類となっています。これは設備機器類の耐震性を要求するもので、ライフラインの途絶に備えた対策(通信・給水・排水・ガス・電力など)や市役所が指定する避難先としての機能を求めるものではないと理解して宜しいでしょうか。               | 耐震安全性については、要求水準書のとおりとします。   |
| 108 | 掘削深さについて     | 37          | 3 | 3 | 1 |     |    | 「地下水位が高いため・・・掘削深さを8m以内とすること」とありますが、浸水深さ5mを考慮した盛り土を計画する場合には、最大掘削深さを8m+盛り土高さ以内と理解して宜しいでしょうか。  | 基準レベル標高356.1mから8m以内の掘削深さとします。   |
| 109 | 樋の凍結防止について   | 37          | 3 | 3 | 1 |     |    | 「屋根には必要に応じて、雪止めを設置し樋には凍結防止対策を講ずること。」とありますが、樋に対する凍結防止は、軒樋及びルーフトレイン等の流入口に対しての措置と考えて宜しいでしょうか。  | 雨水や雪解け水の流路が常時確保できるように凍結防止対策を提案してください。   |
| 110 | 浸水時の施設運転について | 37          | 3 | 3 | 2 |     |    | 「浸水対策として、浸水時にも施設運転に支障がない構造とすること。」とありますが、5m浸水時に於いて、稼働継続ではなく、工場棟内への浸水による被害が発生しない措置を行うものと考えて宜しいでしょうか。                                      | 浸水時に施設の稼働継続は求めません。出来る限り工場棟内への浸水を防ぐことを前提として、仮に浸水した場合にも、水が引いた後、軽微な修繕等を実施することで速やかに施設稼働を復旧できるように対策するものとします。 |
| 111 | 煙突の高さについて    | 38          | 3 | 3 | 3 |     |    | 「煙突の高さは59mとする」とありますが、起点となる高さは、【添付資料2】図3のボーリング柱状図孔口レベル355m程度と考えて宜しいでしょうか。  | 基準レベル標高356.1mを基準としてください。  |
| 112 | エネルギー活用施設    | 38          | 3 | 3 | 5 |     |    | 「エネルギー活用施設の営業日は、焼却施設の炉が稼働する日の全て」とありますが、発電量確保のため、2系列同時運転・同時停止を計画的に行なっても宜しいですか。また、その場合にはエネルギー活用施設は定休日の日数に制約がないものと考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。     | エネルギー活用施設は、定期点検による停止期間を除いて、定休日を週1日程度と想定しています。   |



「(仮称)長野広域連合B焼却施設」整備及び運営事業  
その他の募集要項(第1部)に関する質疑の回答

◆ 要求水準書

| No  | 質問事項         | 要求水準書中の対応部分 |   |   |   |     |    | 質問内容   | 回答  |
|-----|--------------|-------------|---|---|---|-----|----|--|---|
|     |              | 頁           | 章 | 節 | 項 | 目   | 細目 |  |   |
| 113 | エネルギー活用施設    | 39          | 3 | 3 | 5 |     |    | 「設備内容、諸室の配置等については、長野県福祉のまちづくり条例及び公衆浴場法（関連する長野県条例を含む）に準拠するものとする。」とありますが、長野県福祉のまちづくり条例の特定施設において公衆浴場法の場合には、用途面積が300㎡以上のものが該当するとなっております。用途面積は浴室・脱衣室及び機械室の浴室関連室の面積と考えて宜しいでしょうか。 | エネルギー活用施設のうち、浴場としての用途に供する部分の床面積の合計を用途面積と考えてください。なお、用途面積が300㎡以下の場合でも設備内容、諸室の配置等については長野県福祉のまちづくり条例及び公衆浴場法（関連する長野県条例を含む）に準拠してください。 |
| 114 | エネルギー活用施設    | 38          | 3 | 3 | 5 |     |    | 「浴槽の循環ろ過滅菌を行う」との記載がありますが、浴槽の湯はろ過滅菌のために循環するものであり、循環し追い炊きして使用するものではなく、給湯はいわゆる「掛け流し」で使用するものと考えて宜しいでしょうか。  | ろ過滅菌及び浴槽の湯の加熱のため循環させるものとします。  |
| 115 | エネルギー活用施設    | 39          | 3 | 3 | 5 |     |    | 「施設の構造に関して、耐震設計の上乗せを行わないものとする」とありますが、構造体がⅢ類（重要度係数 1.0）との理解で宜しいでしょうか。   | 管理棟等と別棟で整備する場合はご理解のとおりです。   |
| 116 | 受付棟          | 39          | 3 | 3 | 7 |     |    | 受付機能とは、持込車両が駐車し、受付カウンター等で書類を記載することができる設備（屋外屋根付きカウンター）を想定すれば宜しいでしょうか。   | 受付方法については提案によりますが、持込者の確認と搬入物の内容が確認でき、料金徴収に必要な記録が残せる機能を有するものとします。  |
| 117 | スラグのストックヤード棟 | 39          | 3 | 3 | 8 |     |    | 3か月分とは、施設の運転計画に伴って発生するスラグのうち、最大となる3か月分を見込めば宜しいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 118 | エレベーターについて   | 40          | 3 | 4 | 1 | (4) |    | 見学者対応のエレベーターは、車椅子対応の11人乗り程度、工場エリアは必要に応じて設置しその必要能力を満たすサイズのものと考えて宜しいでしょうか。   | 見学対応及び運営に係る業務に支障の無い能力のエレベーターとしてください。  |
| 119 | エレベーターについて   | 40          | 3 | 4 | 1 | (4) |    | 「複数基エレベーターを設置する場合は監視盤を設置すること。」とありますが、一つの建屋に2機以上設置する場合を指し、別棟であり監視対象が異なる場合は当てはまらないものと考えて宜しいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 120 | 解体工事について     | 42          | 3 | 5 | 1 |     |    | 「事業予定地内に解体撤去の対象となる構造物等がある場合には、工事請負事業者の負担により撤去すること。」とありますが、現状で確認出来る表面にあるものと廃止する道路と考えて宜しいでしょうか。  | No. 38及びNo. 39の回答を参照願います。   |
| 121 | プラント施設の性能要件  | 43          | 4 |   |   |     |    | 「アウトプットの発揮が可能な場合には、【参考となる仕様】についての代替提案も積極的に受け付けるものとする。」とありますが、代替提案を行った場合に採用されるか否かはどの時点と考えたら宜しいでしょうか。  | 代替提案が要求水準の未達とならないか確認を求める場合には、個別質疑にて確認事項を提示してください。   |
| 122 | 計量カードについて    | 44          | 4 | 1 | 1 |     | ①  | 「洗車の利用履歴等」とありますが、計量カードは洗車機の使用の可否が設定可能なものとの理解で宜しいでしょうか。   | 洗車の利用履歴の記録について設定可能なものとしてください。   |
| 123 | 計量データについて    | 44          | 4 | 1 | 1 |     | ①  | 計量受付終了後1日分の計量データをデータログに転送することとありますが、このデータログとは計量機用のデータログとの解釈で宜しいでしょうか。  | データログを計量機専用とするかどうかは提案によります。   |
| 124 | 搬出入路について     | 44          | 4 | 1 | 1 |     | ②  | 搬出入路は、一方通行とする場合には有効幅5m以上とありますが、この搬出入路はランプウェイと解釈し、構内道路の幅員は35ページに記載の通り車線幅3.5m以上としてよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 125 | ランプウェイについて   | 45          | 4 | 1 | 1 |     | ②  | 【参考となる仕様】にて、「プラットフォームへはランプウェイを通じて出入りする」とありますが、ランプウェイという構造物を用いずに構内道路にて「ごみが流出しないレベルのプラットフォーム」へ進入する方式も可と考えて宜しいでしょうか。  | 要求水準書で規定している浸水対策に配慮した設計となっている限り、認めることとします。  |
| 126 | 防音壁について      | 45          | 4 | 1 | 1 |     | ②  | 【参考となる仕様】にて、「ランプウェイには防音壁を設ける。」とありますが、急勾配スロープ走行時の騒音対策と思われます。構内道路には防音壁は不要と考えて宜しいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |

「(仮称)長野広域連合B焼却施設」整備及び運営事業  
その他の募集要項(第1部)に関する質疑の回答

◆ 要求水準書

| No  | 質問事項                  | 要求水準書中の対応部分 |   |   |   |     |    | 質問内容  | 回答   |
|-----|-----------------------|-------------|---|---|---|-----|----|---|--|
|     |                       | 頁           | 章 | 節 | 項 | 目   | 細目 |   |  |
| 127 | スパイラルシャッターについて        | 45          | 4 | 1 | 1 |     | ②  | 【参考となる仕様】にて、「プラットホーム出入り口扉には、スパイラルシャッターを設ける。」とありますが、スパイラルシャッターは三和シャッター・ナブコが扱う商品名です。同形式の他メーカーが扱う商品(開閉時間は8秒以内)の採用も可と考えて宜しいでしょうか。               | 強風時の開閉や臭気対策も含めて要求水準書に定める性能を達成できるのであれば採用可能です。                     |
| 128 | ごみピット容量               | 46          | 4 | 1 | 2 |     | ①  | ごみピットを複数設ける場合、投入扉に面したごみピットはプラットホームレベルまでを容量として見込み、その他のピットについては仕切壁もしくはホップシュートの低い方を容量として見込むものとし、合計で施設規模の7日分を確保するものとして宜しいでしょうか。                 | ご理解のとおりです。   |
| 129 | ごみピット容量               | 46          | 4 | 1 | 2 |     | ①  | 「ごみピット容量はプラットホームレベルまでで施設規模の7日分以上とすること。」とありますが、ダブルピット方式を採用した場合、炉室側のピットの容量は仕切り壁高さまでと考えて宜しいでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |
| 130 | ごみピット                 | 46          | 4 | 1 | 2 |     | ②  | 「ごみクレーンによる混合・均質化の作業性が良くなるよう、ごみピットはできるだけ広い底面積とする。」とありますが、ダブルピット方式の採用も可能と考えて宜しいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 131 | ごみクレーン                | 47          | 4 | 1 | 2 |     | ④  | 「ごみクレーンバケット単体を吊り替えることなく搬出できる、維持管理用マシンハッチを設置する」とのご指示ですが、メンテナンスホイストを設置し給じんを停止することなく当該設備にてバケットの搬出を行うことができる場合には、バケットの吊り替えには該当しないものと考えて宜しいでしょうか。 | 給じんを停止することなく当該設備にてバケットの搬出を行うことができる場合には、ご理解のとおりです。                |
| 132 | ごみクレーン                | 47          | 4 | 1 | 2 |     | ④  | 「ごみクレーンバケット単体を吊り替えることなく搬入できる、維持管理用マシンハッチを設置する」とのご指示ですが、メンテナンス用ホイストを設置し、当該設備にてバケットの搬入を行う場合には、バケットの吊り替えには該当しないものと解釈して宜しいでしょうか。                | No. 131の回答を参照願います。   |
| 133 | 熔融炉の排ガスと焼却炉排ガスの合流について | 57          | 4 | 1 | 3 | (2) | ④  | 熔融炉の排ガスは、稼働中の焼却炉の煙突に合流させることとありますが、焼却炉で2段のバグフィルタを設ける場合に2段目のバグフィルタの前に合流させてもよろしいでしょうか。   | 合流位置は提案によりますが、焼却炉の2段目バグフィルタの前に合流させる場合、熔融炉側に別途1段目バグフィルタを設置してください。 |
| 134 | 副生成物の貯留               | 60          | 4 | 1 | 3 | (5) |    | 副生成物の貯留について、バンカ方式の採用も可能と考えて宜しいでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |
| 135 | 副生成物(スラグ)の貯留容量        | 61          | 4 | 1 | 3 | (5) | ①  | 副生成物の貯留について、「有効容量は最大発生量の7日分以上」とありますが、スラグについてはストックヤード棟の容量に30日以上のご指定がありますので、工場棟内には事業者がストックヤードへの運搬に必要な容量と解釈して宜しいでしょうか。                         | ご理解のとおりです。   |
| 136 | スラグ冷却・搬出装置            | 61          | 4 | 1 | 3 | (5) | ①  | 「スラグ冷却・搬出装置は、系統ごとに・・・、」とありますが、スラグの有効利用(JIS A 5031, 5032)を図るために必要な後段設備(搬送、破碎、選別)については、共通系の1基で可と考えて宜しいでしょうか。                                  | 共通系とすることも可としますが、そのメンテナンスのためにごみ処理が停止することが無い設計としてください。             |
| 137 | ITVの設置場所について          | 65          | 4 | 3 | 1 |     | ①  | 設置場所として熔融炉がありますが、熔融炉は出滓口以外には監視すべき箇所がないため設置しなくてもよろしいでしょうか。   | 熔融炉本体の監視のため、設置してください。  |
| 138 | 各データの永年保存について         | 67          | 4 | 3 | 1 |     | ②  | データサーバーの仕様例に各データは永年保存とありますが、データ量の兼ね合いにより外部メディアでの保存も可と考えてよろしいでしょうか。  | 外部メディアでの保存も認めます。   |
| 139 | 各データの永年保存について         | 67          | 4 | 3 | 1 |     | ②  | 各データは永年保存とありますが、データ量の兼ね合いにより外部メディアでの保存も可と考えて宜しいでしょうか。   | No. 138の回答を参照願います。   |

「(仮称)長野広域連合B焼却施設」整備及び運営事業  
その他の募集要項(第1部)に関する質疑の回答

◆ 要求水準書

| No  | 質問事項                  | 要求水準書中の対応部分 |   |   |   |      |       | 質問内容   | 回答  |
|-----|-----------------------|-------------|---|---|---|------|-------|--|---|
|     |                       | 頁           | 章 | 節 | 項 | 目    | 細目    |  |   |
| 140 | 見学者研修室における監視データ表示     | 68          | 4 | 3 | 1 |      | ⑥     | 監視データとは、日報、月報、年報の帳票類またはプラント監視画面と考えて宜しいでしょうか。   | プラント監視画面とし、帳票類は不要とします。                                |
| 141 | 井水の取水制限               | 70          | 4 | 3 | 2 |      | ②     | 井水の取水制限がありましたらご教示願います。   | No. 18の回答を参照願います。                                     |
| 142 | 給電機能                  | 71          | 4 | 3 | 4 |      | ①     | 受電方式は2回線で引き込むことになっていますが、中部電力㈱に確認しましたところ異なる変電所からの2回線受電にした場合、電線・電柱の増強、電柱の移設等が考えられるため現実的には困難との回答がありました。つきましては、同一変電所からの2回線受電と考えて宜しいでしょうか。また、受注者負担の工事費分担金は、売電電力量計ほか発電機の連系に係わる分のみで、その他2回線の引込工事に係る工事費分担金は貴連合負担と考えて宜しいでしょうか。 | 前段については、別の変電所からの2回線受電の設備として計画してください。<br>後段はご理解のとおりです。 |
| 143 | 受電方式                  | 71          | 4 | 3 | 4 |      | ①     | 2回線は常時1回線、予備1回線とし、遮断方式は事業者提案と考えて宜しいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 144 | 蓄電池容量について             | 72          | 4 | 3 | 4 |      | ②     | 蓄電池容量は30分以上給電可能とありますが、停電時には無停電電源装置への給電は非常用発電機から行えるため、10分程度としてよろしいでしょうか。  | 外部系統電力の停電時にも正常に給電できる仕様であれば認められます。                     |
| 145 | 機器の表面温度               | 74          | 4 | 4 | 1 |      | ①     | 「高温部は、表面温度が70℃以下となるよう保温すること」とありますが、これは人が触れる恐れのある箇所を対象とし、人が触れる恐れのない箇所については経済的な保温厚みとさせて頂けないでしょうか。  | 認めます。   |
| 146 | 試運転について               | 78          | 5 | 1 | 1 |      |       | 試運転開始時から運営事業者を参加させて試運転を実施する とありますが、エネルギー活用施設の運営事業者は参加されないとの解釈でよろしいでしょうか。   | エネルギー活用施設の運営事業者は参加しませんが、必要に応じて千曲市の職員が立ち会うことがあります。     |
| 147 | 試運転中の費用負担における売却利益について | 79          | 5 | 1 | 4 |      |       | 試運転中に売却による利益が生じた場合には、民間事業者に帰属するとありますが、副生成物、電力など全ての売却による利益との解釈でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 148 | 副生成物の売却による利益について      | 79          | 5 | 1 | 4 |      |       | 試運転中に「売却による利益が生じた場合には、民間事業者に帰属するものとする」とありますが運営期間においても同様と考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。   | 運営期間中の利益は運営事業者の事業計画に含め、特別目的会社の会計に計上して下さい。             |
| 149 | 悪臭の測定場所について           | 84          | 5 | 2 |   |      |       | 悪臭の測定場所の内、気体排出口とは防臭装置の出口との解釈で宜しいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 150 | ボイラ設備の保証期間について        | 88          | 5 | 6 | 2 |      |       | ボイラ設備の保証期間とは適正な整備補修を行った上での性能保証との解釈で宜しいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 151 | 保証期間中の補修について          | 88          | 5 | 6 | 3 |      |       | 保証期間中に生じた全ての破損及び故障等は、工事請負事業者の負担により速やかに補修とありますが、工事請負事業者のかしによるものが対象となるとの解釈でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 152 | ごみ処理手数料徴収代行業務         | 93          | 6 | 3 | 2 |      |       | 指定金融機関に払い込む際の手数料の負担所管についてご教示願います。  | 手数料は運営事業者の負担とします。                                     |
| 153 | 報告書の作成                | 98          | 6 | 4 | 2 | (11) | 図表6-5 | 作業環境の内容について、「有人室(中央室、見学者対応施設、管理棟等)」とありますが、労働安全衛生法の「事務所衛生基準規則」に基づく計測を行うとの理解で宜しいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 154 | 管理棟の管理区分              | 103         | 6 | 8 | 3 |      |       | 管理棟の共有スペース(エントランスホール等)において、運営事業者の責でない不具合が発生した場合は、千曲市(指定管理者)が管理責任を負うという理解で宜しいでしょうか。   | 管理責任については添付資料14に示すとおりです。                              |

「(仮称)長野広域連合B焼却施設」整備及び運営事業  
その他の募集要項(第1部)に関する質疑の回答

◆ 要求水準書

| No  | 質問事項                          | 要求水準書中の対応部分 |    |   |   |   |    | 質問内容  | 回答   |
|-----|-------------------------------|-------------|----|---|---|---|----|---|--|
|     |                               | 頁           | 章  | 節 | 項 | 目 | 細目 |   |  |
| 155 | 添付資料1<br>特別高圧線による制限<br>について   | 1           |    |   |   |   |    | 特別高圧線による制限区域として18,500, 15,300の表記があります。これらの数値は離隔距離3.75mを含んだ数値との理解で宜しいでしょうか。                      | ご理解のとおりです。<br>提示した寸法は実際の電線位置に離隔距離を足した幅を示しています。   |
| 156 | 添付資料2<br>ボーリング柱状図につ<br>いて     | 4<br>5<br>6 |    |   |   |   |    | 地下10m付近にある砂層に液状化の可能性が考えられます。ボーリング試験での液状化判定が御座いましたらご教示願います。                                      | ボーリング調査では液状化判定を実施しておりません。  |
| 157 | 添付資料3<br>事業事業予定地周辺<br>ユーティリティ | 1           | 図1 |   |   |   |    | 図1送電線の敷設状況において、191、192、291柱が敷地範囲内に設置されていますが、本工事の着工時(平成30年上期を想定)までに敷地外に移設完了されているものと理解して宜しいでしょうか。 | 191、192については添付資料1に示した「千曲市が整備する市道」付近の事業予定地内に移設される予定です。<br>291については撤去されます。<br>いずれも平成30年9月末を目途に移設・撤去する予定です。 |
| 158 | 添付資料7<br>福祉施設の電力使用量<br>データ    |             |    |   |   |   |    | 電気使用量のインバランスは30分単位での管理となるため、直近年度の福祉施設の30分単位電力使用量データの開示をお願い致します。                                 | 資格審査通過者に別途提供します。   |
| 159 | 添付資料14<br>エネルギー活用施設の<br>管理区分  |             |    |   |   |   |    | エネルギー活用施設で使用了電力の支払い方法について、基本料金は運営事業者が支払うものと考えて宜しいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |